

新旧対照表

都市計画部建築指導課

現 行	改 正 （案）													
（特定建築物の定期報告） 第13条 （略） （新設）	（特定建築物の定期報告） 第13条 （略） 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する法第12条第1項の規定による調査の項目，方法及び結果の判定基準は，次の表のとおりとする。 <table><tr><th></th><th colspan="2">調査の項目</th><th>調査の方法</th><th>結果の判定基準</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）</td><td>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</td><td>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</td><td>物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</td></tr><tr><td>扉の取付けの状況</td><td>目視等又は触診により確認する</td><td>取付けが堅固でないこと。</td></tr></table>		調査の項目		調査の方法	結果の判定基準	1	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと。
	調査の項目		調査の方法	結果の判定基準										
1	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。										
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する	取付けが堅固でないこと。										

			扉，枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形，損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
			固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
			人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し，扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに，必要に応じて閉鎖する力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
	2	居室の換気	各階の主要	換気設備の	換気設備が

	設備	な換気設備の作動の状況	作動を確認する。	作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
3	可動式防煙壁（各階の主要なものに限る。）	可動式防煙壁の作動の状況	可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
4	排煙設備（各階の主要なもの並びに特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は政令第129条の13の3第3項	排煙設備の作動の状況 排煙設備の作動を確認する。		排煙設備が作動しないこと。

2	(略)	
	建築物	開始年
1	前項の表第1項、第2項、第5項若しくは第6項に掲げる用途又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17	(略)

	に規定する乗降ロビーのものに限る。)			
5	非常用の照明装置	各階の主要な非常用の照明装置の作動の状況	非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
3	(略)			
	建築物	開始年		
1	第1項の表第1項、第2項、第5項若しくは第6項に掲げる用途又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	(略)		

	項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する共同住宅若しくは寄宿舍に限る。)の用途に供する建築物			めの法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する共同住宅若しくは寄宿舍に限る。)の用途に供する建築物	
2	前項の表第 3 項又は第 4 項に掲げる用途に供する建築物	(略)	2	第 1 項の表第 3 項又は第 4 項に掲げる用途に供する建築物	(略)
3	前項の表第 7 項又は第 8 項に掲げる用途に供する建築物	(略)	3	第 1 項の表第 7 項又は第 8 項に掲げる用途に供する建築物	(略)
4	前項の表第 9 項に掲げる用途に供する建築物	(略)	4	第 1 項の表第 9 項に掲げる用途に供する建築物	(略)
3 及び 4 (略)			4 及び 5 (略)		
			付 則 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。		